予防給付と総合事業の流れ　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年度

**★★★　新規申請　★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★**

**①相談受付**【市】

市役所担当窓口にて被保険者・家族等より相談目的やサービス内容等聴き取り

・介護予防・日常生活支援総合事業対象者窓口確認票

○インフォーマルサービス

【包括】

・一般介護予防事業等紹介

**②要介護認定申請**【市】

※第2号被保険者は要介護認定申請必須

**②事業対象者確認訪問**【包括】

・基本チェックリスト

※総合事業（訪問介護・通所介護）のみ利用の方

非該当

**③認定結果を包括へ情報提供**【市→包括】

・認定結果一覧

・意見書等

**③事業対象者該当認定**【包括→市】

・基本チェックリスト

・被保険者証

非該当

該当

**④居宅届出**【CM→市】

・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

・被保険者証

**④居宅届出**【CM→市】

・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

・被保険者証

○インフォーマルサービス

【包括】

・一般介護予防事業等紹介

**⑤サービス利用開始**【CM→被保険者】

・予防給付

・総合事業

**⑤サービス利用開始**【CM→被保険者】

・総合事業

**※サービス終了時は介護予防ケアマネジメント依頼終了届出**書**・被保険者証を提出**

**(要介護認定申請時も)**

総合事業のみ利用時介護予防ケアマネジメント費で請求

**★★★　更新申請　★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★**

○要介護認定等申請【市】

※第2号被保険者は要介護認定申請必須

**※居宅変更時は介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書を提出**

**※認定更新をせず事業対象者となった時は介護予防ケアマネジメント依頼届出書を提出**

○事業対象者該当認定【市】

・基本チェックリスト

・被保険者証

**※居宅変更時は介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出**

**※要支援認定を受け要支援となった時は介護予防サービス計画作成依頼届を提出**

**【事業対象者有効期間】R2年度より2年間とします。次回更新時から随時変更いたします。**

**ただし、ケアプランは1年間で作成。（住民主体型訪問・通所、軽費型訪問のみ利用者は2年間可）。**